

第2次大阪市エイズ対策基本指針

— 大阪市「STOPエイズ」作戦 —

(本文のみの抜粋版)

平成24年3月

大 阪 市

はじめに

わが国のエイズ対策は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき平成 11 年に作成（直近改正：平成 18 年 3 月）された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（以下「国予防指針」という。）に沿って進められている。

国予防指針では、国と地方の役割分担のもと、H I V 感染者・エイズ患者の人権を尊重しつつ、予防及びまん延の防止、良質かつ適切な医療の提供等の観点から、H I V・エイズ予防を総合的に進めるための取組みの方向性が示されている。

大阪市では、平成 19 年に平成 23 年までの 5 年計画として「大阪市エイズ対策基本指針」を策定し、「H I V 抗体検査体制・相談体制の拡充」「正しい知識の普及・啓発」「学校教育におけるエイズ・性感染症予防教育」「男性同性愛者に対するプログラム」「医療体制の整備」の 5 つを柱に H I V・エイズ対策に取り組んできた。

しかしながら、指針において 5 年間で 25% 減少させるとしていた「新規エイズ患者報告数」は、平成 22 年数値で 49 件と平成 19 年の 28 件に比べて大幅増となる一方、5 年間で 50% 増加させるとしていた「H I V 抗体検査総受検者数」は平成 22 年数値が 10,670 件と平成 19 年の 12,867 件から 2 割近く減少しており、いずれも達成困難な状況にある。

日本におけるエイズ発生動向は、昭和 60 年のエイズ発生動向調査開始以降、新規 H I V 感染者及び新規エイズ患者の増加傾向が続き、平成 19 年に初めて年間 1,500 件を超過し、累積でも 15,000 件を突破した。また、新規感染者の増加率も上昇傾向にある。このため、厚生労働省は感染の予防及びまん延の防止をさらに強力に進めていく必要があるとして、平成 23 年 1 月から国予防指針改正に向けて検討を進め、平成 24 年 1 月、「検査・相談体制の充実」の位置づけの強化や地域における総合的な医療提供体制の充実等を内容とする改正が行われた。

大阪市においても、感染拡大が続く中、とりわけ若い世代における拡大が顕著である一方、H I V 検査の受検者数が平成 20 年をピークに減少に転じるなどの課題に適切に対応していく必要がある。

このため、大阪市では平成 24 年度からの新たな「大阪市エイズ対策基本指針」の策定にあたり、平成 23 年 1 月から外部有識者で構成する「大阪市エイズ対策評価検討会議」において、本市のエイズ対策の現状と課題、及び今後の具体的な取組みについて検討を重ね、その検討内容を平成 23 年 9 月に報告書（「大阪市における今後のエイズ対策について」）として取りまとめた。

この度、この報告書をもとに、パブリックコメント、市会での質疑を経て平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間のエイズ対策の新たな取組みの方向性、具体的な目標とその達成に向けた方策等を内容とする「第 2 次大阪市エイズ対策基本指針」を策定した。市民の皆様のご理解とご支援をお願いしたい。

《第2次エイズ対策基本指針策定の目的》

本市における新規のHIV感染者・エイズ患者の発生状況については、全国平均を上回る率で増加しており、平成22年のHIV感染者・エイズ患者（以下「感染者・患者」という。）の報告数は214と初めて200を超えた。とりわけ、20代、30代の若い世代及び男性間で性行為を行う者（Men who have Sex with Men、以下「MSM」という。）における感染拡大が顕著である。一方、HIV検査件数については、平成20年をピークに平成21年、22年と減少傾向にある。また、感染者・患者が増加する中で、受け入れ可能な病院・施設は限られているため、ブロック拠点病院と一部の中核拠点病院への感染者・患者の集中が続いている。

本指針は、このようなHIV・エイズを取り巻く状況を踏まえ、平成24年度から平成28年度までの5年間の「エイズ対策」を、国・大阪府やNGO等（非営利組織又は非政府組織）の関係団体（HIV陽性者がピアサポートを展開している団体を含む。）と連携して計画的かつ効果的に推進するため、現在の「大阪市エイズ対策基本指針」に代わる新たな取り組みの方向性、具体的な目標とその達成に向けた方策等を示すことを目的とする。

本指針では、「大目標」、「副次目標」を掲げるとともに、5つの取り組み課題を設定して、それぞれの課題について解決に向けた方向性、「事業目標」、及び「具体的な取り組み」を提示した。また、5つ目の取り組み課題を「施策の実施状況とその効果の評価」として、各「事業目標」に対する「評価指標」、「評価方法」、及び評価結果を施策にフィードバックするための枠組みについても明記した。

本指針に基づき、関係部署が共通の課題認識を持ちながら、関係団体等と連携して感染拡大防止等を目的とするエイズ対策に取り組むこととする。

《期 間》

平成24年4月1日～平成29年3月31日

《大目標》

今後5年間でエイズ患者報告数を25%減少させる。

(平成28年目標値：36以下 ← 平成22年：49)

(参考 平成19年：28)

《副次目標》

今後5年間で

○年間のH I V検査受検者数を1.5倍にする。

(平成28年 15,000以上 ← 平成22年 10,670)

○年間のMSMのH I V検査受検者数を1.5倍にする。

(平成28年 2,400以上 ← 平成22年 1,600(推計値))

○年間のエイズ患者報告数の全報告数(H I V感染者+エイズ患者)に対する比率を15%以下にする。

(平成28年 15%以下 ← 平成22年 22.9%)

《基本施策と具体的な取り組み》

1 正しい知識の普及啓発

H I V感染者は増加傾向にあるが、H I V感染は、正しい知識とそれに基づく感染防止行動により、多くの場合、予防することが可能である。また、近年の医学や医療の進歩によって、H I V感染症はコントロールしながら社会生活を営むことができるようになってきているが、感染についての間違った情報や性的指向に関する偏った認識に基づく偏見・差別の意識が、社会全体にいまだに根強く残っている。このためH I V・エイズにかかる最新の疾病概念、感染状況、予防法など、基礎的な知識の底上げを図るとともに、H I V・エイズの問題は決して他人事ではないという認識を一人でも多くの人が持てるよう、国・大阪府等の関係機関と役割分担を図りつつ、連携して普及啓発を進める必要がある。

本市においては、個別施策層(青少年、MSM、外国人、性風俗産業の従事者及び利用者、覚せい剤等の薬物使用者をいう。)のうち若い世代及びMSMにおける感染拡大が顕著であることから、これらの集団に対して重点的に感染予防等にかかる普及啓発を行うことが重要である。

若い世代に対する普及啓発にあたっては、性に関する意思決定や行動選択にかかる能力について形成過程にある小学校高学年から高校における学校教育を通じて実施することが効果的である。このため、教育委員会と連携して発達段階に応じた教育資材の作成や実際に教育に携わる教員への研修等に取り組むことが重要である。

MSMに対する普及啓発にあたっては、人権や社会的背景に配慮しつつ、いかに効果的に受検や行動変容(感染リスクを下げられる行動への変容)につなげていくかが重要となる。NGO等や国の研究班(エイズ対策研究事業に関係する研究者や研究班をいう。以下「研究班」という。)との連携を密にして、直近の研究成果を取り入れるなど対象者の実情に応じた施策を追加的かつ柔軟に進めていく必要がある。

★事業目標：市民が正しい知識を持ちH I V感染予防行動がとれるようにするとともに、H I V・エイズに対する偏見・差別をなくす。

具体的な取り組み

(1) 青少年向け正しい知識の普及啓発

①ホームページ・パンフレット・ポスター等の充実を図る。

- ・ニーズに応じてアクセスできるリンクサイトを作り、ホームページの充実を図る。
- ・教育委員会の協力のもと中学生向け高校生向けのパンフレットを作成する。
- ・ポスターを作成し、公共施設や学校等へ掲示する。
- ・パンフレット・ポスターの作成にあたっては、H I V・エイズの啓発ホームページや支援団体につながるQRコードを掲載する。

②保健所は教育委員会、社団法人大阪府医師会（以下「府医師会」という。）、有識者及びNGO等と連携し、教員等に対しH I V感染症、性感染症に関する研修等を実施するとともに、教員が生徒に対してエイズ、性感染症予防教育をセクシャリティの多様性に配慮して行うにあたり効果的な支援を行う。

区保健福祉センターは、地域の特性を踏まえたH I V感染症、性感染症に関する情報提供や、学校からの依頼に応じて講座の実施等、学校・学校関係者・PTA等への支援を行う。なお、保健所は区保健福祉センターに情報や媒体等の提供を行い支援する。

(2) 個別施策層向け正しい知識の普及啓発

①関係機関と連携し対象者に応じたホームページ・パンフレット等の充実を図る。

②MSMの年齢層（若年層から中高年層までの様々な年齢層）や行動パターン等に合わせた普及啓発をNGO等や研究班と協働で行う。

(3) 福祉施設・介護事業者等への正しい知識の普及啓発

①H I V陽性者の地域での生活を支援していくため、福祉施設・介護事業者等に対してH I V・エイズに関する正しい知識の普及啓発のための講演会等を実施する。

(4) 企業向け正しい知識の普及啓発

①偏見・差別を解消し、H I V陽性者が安心して働き続けられる環境整備を図るため、産業医等と連携して、H I V・エイズに関する正しい知識の普及啓発を行う。

(5) 他都市等との共同エイズ予防啓発事業

- ①大阪府及び府内の保健所設置市と共同で、エイズ予防週間に合わせてエイズ予防啓発事業を実施する。
- ②大阪府や公益財団法人エイズ予防財団（以下「エイズ予防財団」という。）等の関係団体と連携し、検査普及週間、エイズ予防週間等に合わせてエイズ予防啓発にかかる街頭キャンペーン等を実施する。

2 HIV検査・相談体制の充実

受検者数が減少傾向にある中、新規感染者・患者数に占める患者数の割合が増加している。新規エイズ患者報告数は、エイズを発症するまで自らのHIV感染を知りえなかった人の数である。新規エイズ患者報告数を減少させるためには、HIV感染リスクを抱える人々が早期に受検し、陽性が判明した場合には、適切な相談のもと医療機関への紹介が受けられるよう、HIV検査・相談体制の一層の充実を図る必要がある。

また、HIV感染の早期発見は、感染者自身の早期診断・治療、エイズの発症予防に有効だけでなく、二次感染者を減らすことにもつながるものである。今後は、HIV検査・相談事業にかかる広報をより効果的に展開することにより、受検者数の増加を図るとともに、NGO等や研究班と連携して、MSM等、個別施策層のニーズ把握に努め、必要に応じて医療機関や府医師会とも連携して検査場所や時間帯等、個別施策層が受検しやすい検査・相談機会の拡充を図ることが特に重要である。

また、受検時は受検者に行動変容を促す絶好の機会であり、陰性者に対して適切な相談助言を行える体制の強化を図ることが重要である。

★事業目標：今後5年間で

- ・年間のHIV検査受検者数を1.5倍にする。
- ・年間のMSMのHIV検査受検者数を1.5倍にする。
- ・年間のHIV検査初回受検率50%を維持する。

(参考 平成23年6月～7月に大阪市が実施したHIV検査会場でのアンケート調査では初回受検率：47.6%)

具体的な取り組み

(1) 各区保健福祉センターの体制整備

- ①受検者アンケートによるニーズ把握を行い、受検しやすい時間帯・曜日、検査方法等、受検しやすい体制づくりを検討する。
- ②MSMが安心して、受検・相談できる体制づくりをする。
- ③検査前ガイダンス（検査前の説明と受検意思の確認）の充実を図る。
- ④結果通知時の対応の充実を図る。

- ⑤各区の保健福祉センターでの相談体制の充実とPRを行う。
- ⑥受検者の実態把握調査を継続的に実施する。

(2) 委託検査体制の整備

- ①委託検査機関実施分の検査・相談の評価を実施し、より良い検査・相談体制を目指す。
- ②検査前ガイダンス・結果通知時の対応の充実を図る。
- ③受検者の実態把握調査を継続的に実施する。

(3) キャンペーン検査・相談、イベント検査・相談等の実施

- ①夜間キャンペーン検査やイベント検査等を実施する（コミュニティーセンター・NGO等や研究班・エイズ予防財団とも協働する。）。
- ②MSM向けの検査・相談機会の拡充を図るため、医療機関の協力のもと、MSMの集積地近辺でHIV検査・相談、診療（性感染症）を受けられる制度を設けるとともに、NGO等や研究班と連携してMSMへの制度周知を図る。
- ③MSM向けキャンペーン検査やイベント検査等を実施する（コミュニティーセンター・NGO等や研究班とも協働する。）。

(4) 広報等

- ①ターゲット（MSM・青少年）のニーズにあわせて対象者へ受検のPRを行う。
- ②検査普及週間、エイズ予防週間のPR、各区保健福祉センターでの普及啓発活動を活発にする。
- ③ホームページの充実、ポスター、パンフレット等により検査についての積極的な啓発活動を展開する。
- ④MSMへの受検PRを効果的に行うため、NGO等や研究班と連携してニーズ把握を行うとともに、主治医の協力のもと、エイズを発症してから感染を知った患者に対する聞き取り調査を行う。

3 保健・医療・福祉の連携強化

医学・医療の進歩により、HIV感染症が「不治の病」から「コントロール可能な慢性疾患」へと変化する中、HIV陽性者の保健・医療・福祉サービスに対するニーズは量的に増加するだけでなく質的にも多様化してきている。一方で、受け入れ可能な施設は限られているため、HIV陽性者のブロック拠点病院と一部の中核拠点病院への集中が続いている。

急速なニーズの量的増加、質的变化に対して、保健・医療・福祉サービスが十分対応できない状況にある。

このため、介護ニーズ等があるH I V陽性者が、在宅や施設での療養において安定した生活が送れるようになるために、地域での支援体制の構築が求められている。また、大阪府、府医師会及び社団法人大阪府歯科医師会（以下「府歯科医師会」という。）と連携して、H I V医療においてエイズ治療拠点病院と地域医療機関の役割を明確化し、H I V医療体制の構築を支援していく必要がある。

★事業目標：保健・医療・福祉の連携により地域におけるH I V陽性者の支援体制を構築し、スムーズに支援につなげる。

具体的な取り組み

（１）地域での支援システムの構築

- ①介護ニーズ等があり、在宅や施設での療養が望ましいケースの福祉・介護サービス等を活用した支援体制を整える。
- ②保健所は、大阪市全域での療養支援が展開できるよう、広域的に関係機関や介護事業者等への啓発や各区保健福祉センターでの地域活動を支援する。
各区保健福祉センターは、コーディネーター的役割などで地域の関係機関・介護事業者等と連携してH I V陽性者の療養支援を行う。
- ③H I V陽性者の地域支援に関して関係団体と協力体制を築き、地域生活の質の向上を目指す。特にメンタルヘルスを重視した相談の質的向上等を図るため、必要に応じて、その地域のH I V陽性者等やN G O等と連携する。
- ④地域や施設での支援の必要な事例においては、状況に応じ関係者会議等を開催し、支援体制等の検証を行う。

（２）医療体制の整備

- ①大阪府、府医師会及び府歯科医師会と連携して、ブロック拠点病院・中核拠点病院・エイズ治療拠点病院・地域医療機関等との役割分担を明確化し、急性期治療から日常診療・療養に至るまでのH I V医療体制を整える。
- ②大阪府、エイズ治療拠点病院及び委託事業者等と連携して、地域医療機関等へのカウンセラー派遣等カウンセリング体制の充実を図る。

4 人材育成及び関係団体との連携

エイズ対策に取り組むためには、施策を推進する人材の育成と独自に活動を展開するN G O等の関係団体との連携が重要である。

人材の育成については、医師、保健師等の本市職員及び医療従事者・福祉職員等の人材育成を行い、地域での相談・療養支援の充実を図る必要がある。また、教育委員会、府医師会、有識者及びN G O等と連携し、生徒のH I V感染症、性感染症に関する知識及び行動を改善させ、セクシャリティの多様性を理解させることを目

的に、教員に対して行っている研修を充実・拡大させ、エイズ、性感染症予防教育を実施する体制づくりを支援する必要がある。

NGO等や研究班及び府医師会等の関係団体との連携は、エイズ対策、特にMSMをはじめとする個別施策層に対する社会的背景・実態に即した施策の展開において不可欠である。施策の実施にあたり、関係団体との連携に配慮するとともに、定期的に情報・意見交換の場を設けることなどにより関係団体と行政関係機関との協力関係の構築に努める必要がある。

- ★事業目標：・医療・保健・福祉・教育職者において、正しい知識の習得によりHIV感染症、性感染症に対する意識が前向きとなり、HIV陽性者に積極的な関わりができるようにする。
- ・エイズ対策の推進において、関係団体との連携を強化する。

具体的な取り組み

(1) 人材育成

1) 大阪市職員（特に保健師を中心とした職員）の人材育成

- ①地域でHIV陽性者の療養支援が行えるような研修等を実施する。
- ②個別施策層の方々が地域において安心して相談ができるような研修や活動支援を行う。

2) 医療職・福祉職等の人材育成

- ①在宅・施設福祉サービス事業者に対し、感染管理等の研修を実施する。
- ②開業医・訪問看護事業者への研修や活動支援を行う。
- ③医療従事者等への研修を充実させる。

3) 教員の人材育成

- ①保健所は教育委員会、府医師会、有識者及びNGO等と連携し、大阪市教員に対しHIV感染症、性感染症に関する研修の充実・拡大を図る。また、保健所及び区保健福祉センターは、教員に対しHIV感染症、性感染症に関する情報提供や講座の実施等の支援を行う。

(2) 関係団体との連携

- ①正しい知識の普及啓発や検査・相談事業の推進にあたり、個別施策層の人権や社会的状況等に配慮しつつ、実情とニーズに応じた施策の効果的な展開等を図るため、NGO等や研究班などの関係団体との連携を強化する。
- ②保健・医療・福祉の連携や人材育成にあたり、セクシャリティの多様性やHIV陽性者等の人権尊重・社会的状況等の理解を前提とした、地域の実情に応じたきめ細かい施策の展開と保健・福祉・医療サービスの提供等につながる

るようにするため、NGO等や府医師会などの関係団体との連携を強化する。

③施策の実施状況とその効果の評価にあたり、多角的な視点からの把握・評価と評価結果の施策への反映を円滑に行えるようにするため、NGO等の関係団体との連携を強化する。

④エイズ対策に係わるNGO等の関係団体と行政等関係機関との情報・意見交換の場を定期的に設け、相互の協力関係の強化を図る。

5 施策の実施状況とその効果の評価

施策を進めるにあたっては、目標等を設定し、進捗状況等を定期的に評価するとともに、その結果を施策にフィードバックしていくことが重要である。

このため、毎年、エイズ対策評価検討会議を開催して、感染者・患者の発生動向の把握・分析や受検者像・受検者ニーズの調査・分析を行い、施策の進捗状況とその効果进行评估する。また、その結果については、各区保健福祉センター及び関係機関等に還元していくとともに、今後のエイズ対策に反映させる。

また、関係部局とNGO等で構成する作業班を設け、半年毎に本指針に掲げる施策の進捗状況のまとめを行う。

具体的な取り組み

(1) 正しい知識の普及啓発

★事業目標：市民が正しい知識を持ちHIV感染予防行動がとれるようにするとともに、HIV・エイズに対する偏見・差別をなくす。

○評価指標：正しい知識の認知度

目標値：初年度（24年度）の状況より5年間で正しい知識の認知度を10%改善する。

○評価方法：エイズに関する質問票を用いて正答率で評価

①大阪市が実施するHIV検査会場での受検者に対する継続的な調査

②MSMを対象にNGO等と連携した継続的な調査

③市民一般への継続的な調査

④企業への継続的な調査

(2) HIV検査・相談体制の充実

★事業目標：今後5年間で

・年間のHIV検査受検者数を1.5倍にする。

・年間のMSMのHIV検査受検者数を1.5倍にする。

- ・年間のH I V検査初回受検率 50%を維持する。

○評価指標：①H I V検査受検者数

目標値：5年間で、H I V検査受検者数を 1.5 倍にする。

(参考 平成 22 年 受検者数 10,670)

②MSMのH I V検査受検者数

目標値：5年間でH I V検査受検者数を 1.5 倍にする。

(参考 平成 22 年 受検者数 1,600 (推計値))

③H I V検査初回受検率

目標値：初回受検率 50%を維持する。

(参考 平成 23 年 6 月～7 月に大阪市が実施したH I V
検査会場でのアンケート調査では初回受検率：47.6%)

○評価方法：①H I V検査受検者数の把握

②大阪市が実施するH I V検査会場での継続的な受検者アンケート
調査

③MSMへの継続的な調査によるニーズの把握

④エイズを発症してから感染を知った患者への主治医からの聞き取り
調査

(3) 保健・医療・福祉の連携強化

★事業目標：保健・医療・福祉の連携により地域におけるH I V陽性者の支援体制
を構築し、スムーズに支援につなげる。

(参考 平成 22 年 支援体制なし。)

1) 地域での支援システムの構築

○評価指標：①福祉施設・介護事業者等のH I V陽性者支援体制への協力意思

目標値：協力の意思ありの割合を 80%以上にする。

(参考 平成 22 年 福祉施設職員を対象としたアン
ケートにおける協力意思ありの割合 59%)

②地域支援へのつながり度

目標値：支援導入件数／全支援依頼件数を 100%にする。

(施設入所導入も含む。)

○評価方法：①福祉施設職員に対する意識調査(アンケート)

H I V・エイズ啓発講座受講の有無別集計

②地域支援体制による活動報告より把握

③施設支援体制による施設入所者数の把握

2) 医療体制の整備

○評価指標：①エイズ治療拠点病院(ブロック拠点病院・中核拠点病院を含む)
それぞれにおける延べ患者数

②拠点病院から非拠点病院(療養型病床など)への転院数

③一般医療機関での診療数

④カウンセラー介入の有無・概要

○評価方法：以上を経過報告により評価

(4) 人材育成及び関係団体との連携

★事業目標：・医療・保健・福祉・教育職者において、正しい知識の習得によりH I V感染症、性感染症に対する意識が前向きとなり、H I V陽性者に積極的な関わりができるようにする。

・エイズ対策の推進において、関係団体との連携を強化する。

1) 人材育成

○評価指標：①H I V感染症に対する意識の前向き度

目標値：毎年5%増加させる。

(参考 平成22年 福祉施設職員を対象としたアンケートにおける協力意思ありの割合 59%)

②保健師の相談活動の回数

目標値：保健師の訪問、電話、面接相談の実件数を2倍とし、延件数を3倍とする。

(参考 平成22年度 保健師の訪問活動 件数：実件数6件、延件数18件)

③保健所、区保健福祉センターの職員が教員に対してH I V・エイズに関する講座を実施した割合

目標値 保健所：

講座の受講者が全養護教諭・保健主事の50%以上になる。

目標値 区保健福祉センター：

講座を全24区で開催し教員に実施した割合を40%以上とする。

(平成22年度 10区実施 教員に対する講座は15回中3回 20%)

○評価方法：①医療・保健・福祉・教育職者に対する研修や講座等での意識調査(アンケート調査)

②保健師の活動報告月報により件数を把握

- ③保健所が関与する教員への研修時にアンケートを実施して把握
- ④区保健福祉センターが保健所に報告する健康教育報告書より件数を把握

2) 関係団体との連携

「関係団体との連携」は、各施策を実施するにあたっての手法にかかわるものであり、単独での評価は行わない。